

再入学手続きについて（教育学部）

1. 再入学とは

願い出により任意退学を許可された学生、または、学費未納により抹籍となり措置退学とみなされた学生は、退学となった年度の翌年度から起算して7年以内であれば退学時と同一の学科・専攻・専修への再入学を願い出ることができ、教授会で選考の上、それを許可することがある。

再入学が認められた場合には、原則として退学時に適用されていたカリキュラムを継続して適用する。また、在学年数や成績の情報も引き継がれる。ただし、場合によっては既修の授業科目全て、または一部を再び履修しなければならないことがある。

なお、再入学する時期は毎学期の始め限りとし、退学した日の属する学期の翌学期には再入学はできない。また、再入学は一回限りとなり、再入学後に再度退学をした場合、それ以降は再入学をすることができない。

＜例＞ 2019 年度に入学した学生が 2020 年度秋学期末（2 年終了時）で退学し、2023 年度に再入学する場合

入学		退学				再入学（2023.04.01）																
学年	1年生		2年生						3年生		4年生		5年生		6年生		7年生		8年生		※9年以上 は在学不可	
年度	2019		2020		2021		2022		2023		2024		2025		2026		2027		2028		2029	
学期	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋	春	秋
再入学 可否				退学	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×

- ・ 2021 年度秋学期～2027 年度秋学期の再入学を願い出ることができる。
（2021 年度春学期は退学した日の属する翌学期にあたるため、再入学をすることができない。）
- ※ 秋学期に再入学する場合、通年科目を科目登録することはできない。
- ・ 再入学が認められた場合には、3 年生として入学することになる。
- ・ 再入学後の在学可能年数は 6 年間となる（退学前の在学年数と合計して 8 年間在学することが可能である。）。
- ・ 在学中に休留学をした場合は、再入学する学年等が上記原則と異なる場合がある。

2. 出願・選考について

（1）出願

以下に従い、教育学部の専用フォームから再入学願（所定書式）を提出すること。

＜出願資格＞

以下①②の全ての要件を満たすこと

- ① 任意退学を許可された者、または学費未納により抹籍となり措置退学とみなされた者
- ② 残りの在学可能年数で卒業できる見込みがある者

<提出書類>

- ・ 再入学願（所定書式）
- ・ 退学した理由が解消された理由書（診断書、残高証明等）

<出願方法>

教育学部ホームページの「再入学申請フォーム」から必要事項の入力および書類のアップロードを行う。

【再入学申請フォーム（教育学部）】

教育学部ホームページ（学生の方へ）休学・留学（単位認定含む）・復学・退学・再入学など＞再入学＞再入学申請フォーム）からもアクセスできる。なお、申請期間外の場合はフォームが表示されない。

<URL>

<https://my.waseda.jp/application/noauth/application-detail-noauth?param=gmOJ-ssUCnRZNdb7xW3kaw>

- ※ 窓口や郵送での書類提出は、確認漏れの防止のため受け付けていない。
- ※ 申請日時は「全ての必要書類が不備なく揃った状態でフォームからの申請が完了した時刻のログ」に基づき判断する。「書類の不備」や「デバイス/ネットワークの不具合」等による遅延は認められないため、期日までに余裕を持って申請すること。
- ※ 必要書類のアップロードにおいては、スキャンなどで必要なデータを用意し、画像ファイル（拡張子が [.jpeg][.jpg][.gif][.png]のもの）または PDF（拡張子が [.pdf]のもの）にて提出すること。

<出願期限>

- 4月再入学(4/1)：再入学を希望する前年度の9月20日まで
- 9月再入学(9/21)：再入学を希望する前年度の3月31日まで

(2) 選考

学科専攻専修主任および教務主任（学生担当）と面接を行う。面接実施後、教授会の承認が得られた場合、正式に再入学が認められる。

- ※ 居住地が遠方であり、面接のために本学へ来校することが困難な場合は、出願に先立って申し出ること。（問い合わせにあたっては、教育学部ホームページの「問い合わせフォーム」を利用すること）

(3) 結果通知

再入学願に記入された住所宛てに通知を送付する。

3. 学費納入について

- ・ 再入学が認められた場合、入学手続き時に再入学をする学期分の学費を徴収する。なお、期日までに納入が確認できない場合には、再入学許可が取り消されるので注意すること。
- ・ 納入金額は、再入学が認められた者に対して個別に通知する。なお、入学金は不要である。

【注意】学費未納による抹籍者について

学費未納により抹籍となり措置退学とみなされた者の再入学が認められた場合、未納分の学費を納入する必要はない。

ただし、再入学手続き時に未納分の学費を納入することで、抹籍となった日の前日までを旧学籍にて本学に在籍していた期間とみなすことができる。この場合、再入学後に在学可能な年数は減るが、在籍していた期間内に修得した単位が復活する。

(参考) 再入学対象期間早見表

自身の「退学した日の属する学期」下表より探し、その右列に記載された期間が再入学対象期間となる。

※ 学期末間際に退学申請を行った場合について

退学が教授会で認められていない場合は、再入学を希望することはできない。退学申請を学期末間際に行い、承認を受けた日が申請の翌学期となった場合（申請～承認の間に学期をまたいだ場合）、その時点で既に表に記載の一部再入学対象期間の出願期限を過ぎている可能性がある（出願期限の延長は行っていない）。学期末間際に退学申請を行う場合は、その点に留意すること。

退学した日の属する学期		再入学対象期間 ※ 各入学時期の再入学出願期限は2（1）を参照すること
2018 年度	秋学期	2019 年度 秋学期入学～2025 年度 秋学期入学
2019 年度	春学期	2020 年度 春学期入学～2026 年度 秋学期入学
	秋学期	2020 年度 秋学期入学～2026 年度 秋学期入学
2020 年度	春学期	2021 年度 春学期入学～2027 年度 秋学期入学
	秋学期	2021 年度 秋学期入学～2027 年度 秋学期入学
2021 年度	春学期	2022 年度 春学期入学～2028 年度 秋学期入学
	秋学期	2022 年度 秋学期入学～2028 年度 秋学期入学
2022 年度	春学期	2023 年度 春学期入学～2029 年度 秋学期入学
	秋学期	2023 年度 秋学期入学～2029 年度 秋学期入学
2023 年度	春学期	2024 年度 春学期入学～2030 年度 秋学期入学
	秋学期	2024 年度 秋学期入学～2030 年度 秋学期入学
2024 年度	春学期	2025 年度 春学期入学～2031 年度 秋学期入学
	秋学期	2025 年度 秋学期入学～2031 年度 秋学期入学
2025 年度	春学期	2026 年度 春学期入学～2032 年度 秋学期入学
	秋学期	2026 年度 秋学期入学～2032 年度 秋学期入学
2026 年度	春学期	2027 年度 春学期入学～2033 年度 秋学期入学
	秋学期	2027 年度 秋学期入学～2033 年度 秋学期入学
2027 年度	春学期	2028 年度 春学期入学～2034 年度 秋学期入学
	秋学期	2028 年度 秋学期入学～2034 年度 秋学期入学
2028 年度	春学期	2029 年度 春学期入学～2035 年度 秋学期入学
	秋学期	2029 年度 秋学期入学～2035 年度 秋学期入学
2029 年度	春学期	2030 年度 春学期入学～2036 年度 秋学期入学
	秋学期	2030 年度 秋学期入学～2036 年度 秋学期入学
2030 年度	春学期	2031 年度 春学期入学～2037 年度 秋学期入学
	秋学期	2031 年度 秋学期入学～2037 年度 秋学期入学
2031 年度	春学期	2032 年度 春学期入学～2038 年度 秋学期入学
	秋学期	2032 年度 秋学期入学～2038 年度 秋学期入学

以 上